

平成28年度 事業計画

我が国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いている。

平成27年の新設住宅着工は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響のあった前年から増加となり、実総戸数909千戸、木造住宅で504千戸といずれも前年比2～3%の増加となり、ようやく消費税増税の反動から徐々に抜け出しつつある。

国は、一億総活躍社会の実現に向け最優先で推進する必要がある「緊急対策」に取り組むことに加え、「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえ、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上、農林水産業の競争力の強化など、将来の成長、発展を視野に入れた取り組みを進めており、こうした政策効果により景気回復、経済の再生等が図られていくことを念願するものである。

また、平成27年12月24日に地方創生政策の基本方針である「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が改訂され、その中で林業は、森林資源の循環利用を図りつつ、林業の成長産業化を実現することが必要であることから、平成28年以降、木材の需要の拡大を図るため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、平成28年度早期にCLT建築物の一般的な設計法を確立し実用化を目指すとともに、CLTの普及や、公共建築物の木造化等の促進、木質バイオマスの持続可能な促進等に取り組むとしている。さらに、効率的な加工・流通施設の整備等による生産流通コストの低減、川上から川下までの地域の関係者による木材等の需給情報の共有や森林所有者等と製材工場等との協定による供給など隘路を打開する取り組みの各地への展開などにより、低コストでの国産材の安定供給体制の構築を推進するという方針が打ち出されている。

我が国経済対策の主軸に地方創生が掲げられている中、地方経済の活性化に大きな役割を果たす木材産業への期待も高まっている。国、地方公共団体の政策や木材業界等のこれまでの木材利用推進活動などにより、人々の森林・木材利用に対する関心は一段と強まってきているところであるが、現在の木材需要の中心である住宅分野は、少子化等により今後は大きな伸びが期待しにくいと見込まれている。このような情勢を克服し、低炭素社会の形成・地域社会の活性化に大きく貢献する木材の利用を拡大し、木材産業の再興を図るためには、会員挙げて、住宅はもとより公共建築物、商工業施設など多様な分野における木材需要拡大の取り組みの展開、品質の確かな木材の安定供給体制の構築に一層取り組んでいくことが重要となっている。

このため、協同組合事業を通じ、当会及び各都道府県木協連の基盤強化を図り、下記事業について組織を挙げて取り組むとともに中長期的な方向性についても検討するものとする。

I 共同事業の推進

1. 製材品の共同取引事業

産地出荷者と首都圏荷受者を結ぶ本事業については、国産材製材品の安定価格、安定供給の観点、出荷・荷受双方のニーズと木材流通の実態を斟酌のうえ、緊密な情報交換を図りつつ、引き続き事業の推進に努める。

2. 国有林材受託販売事業（優良国産材展示即売会）

優良国産材の需要開拓と安定供給、協同組合事業の活性化等を目的に実施してきた本事業は、取扱量の減少や流通環境の変化などがあるが、引き続き事業の推進を図る。

3. 優良国産材製材品展示会事業

優良国産材製材品の品質向上、流通促進を図り、もって国産材の振興に寄与することを目的に共同事業として実施してきた本事業は、関係県木協連及び実施市場と連携、協力を得て引き続き実施する。

4. 優良小木工品の販売斡旋事業の推進

各都道府県木協連の支援・協力を得て、事業を推進する。

5. カー・リース等斡旋事業

組合員への低料金でのカーリース利用の提供を目的とした共同事業として、各都道府県木協連等の協力を得て事業を推進する。

II 福利厚生事業の推進

本会の福利厚生事業は、全国のスケールメリットを活かした「安い掛金で高額の保障」をモットーに、傘下会員及びその従業者の福祉向上、また、企業体の予防的危機管理等に資するための各種事業を展開しているところである。本年度も都道府県木協連等と十分意思疎通を図りつつ、円滑な推進に努めることとする。

1. 中型グループ保険制度

当会事業の中核である本制度については引き続き都道府県木協連等の特段の協力体制のもと安定的加入数の達成を図る。未加入の都道府県木協連等役員の加入勧奨を継続するほか、広く組合構成員事業所を対象とした加入促進を図る。

2. 総合保障制度等

総合保障プラン（無配当型）の普及拡充に引き続き努めるとともに、従来の大型保障制度、総合保障プランLタイプの運営、維持に努める。また、現在広範囲化している利用者のニーズに応えられる、商品揃えを検討する。

3. 総合賠償補償制度

従来の木材PL共済制度及び施設賠償共済制度を包括し、新たな補償を追加した商品である本制度の普及拡充に都道府県木協連等の協力を得て努める。

4. 任意労災保障制度

本制度については、近年の労働災害に見られる企業責任追求の高まりへの対応、企業防衛のプランとして普及を図っているが、引き続き普及拡充に努める。

Ⅲ 補助事業等の効果的实施

組合員の振興発展に資する事業を効果的・着実に実施する。

1. 林業施設整備等利子助成事業（拡充事業）

林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化に取り組む林業者等が日本政策金融公庫等から資金を借入れる場合の利子を助成する。

2. 災害復旧関係資金利子助成事業（継続事業）

東日本大震災により被災した林業者等が、日本政策金融公庫等の災害復旧・復興に必要な資金を借入れる場合の利子を助成する。

3. 地域林業・木材産業機械設備リース導入支援事業（新規事業）

効率的かつ低コストな木材生産を行うための高性能林業機械、品質・性能の確かな木材製品を安定供給するための木材加工設備、地域林業の多様な担い手の育成を促進するための小型林業機械等のリースによる導入を支援する。

4. 震災復興林業作業システム導入支援事業（継続事業）

東日本大震災での放射性物質の影響を軽減させる作業システムの構築に必要な高性能林業機械等のリース方式による導入を支援する。

5. 木材加工設備導入利子助成支援事業（継続事業）

木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化、地域材の安定的・効率的な供給体制構築等を図るための設備の導入とそれに伴う施設・設備の廃棄等のために必要な資金を借入れる場合の利子を助成する。

IV その他事業

1. 調査情報事業

木材業振興等に必要な調査を実施する。

2. 出版事業・その他

(1) 必要な資料、パンフレット等の出版販売を行う。

(2) 平成28年11月10日に富山市において、第51回全国木材産業振興大会を全木連と共催実施する。

(3) 全木連等関係団体と一体となって「林材業ゼロ災」の実現に向けての取り組みを推進する。